

東京都児童福祉審議会 第4回専門部会

(新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

日時：令和6年10月29日(火曜日) 午後5時～午後8時

場所：第一本庁舎 42階北側 特別会議室 A

会 議 次 第

1 議事

(1) 計画骨子案検討

第1章 基本的考え方と全体像

第2章 東京都の状況

第3章 東京都における具体的な取組

- 目標1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実
- 目標2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築
- 目標3 家庭と同様の環境における養育の推進
- 目標4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
- 目標5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実
- 目標6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
- 目標7 児童相談体制の強化
- 目標8 一時保護児童への支援体制の強化
- 目標9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

(2) 一時保護所の体制強化に係る緊急提言

【資料】

- 資料 1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿
- 資料 2 第1・2・3回児童福祉審議会専門部会 委員意見・都の考え方
- 資料 3 新たな社会的養育推進計画の構成案
- 資料 4 東京都社会的養育推進計画骨子案
- 資料 5 社会的養育推進計画における「代替養育が必要な児童数」について
- 資料 6 東京都一時保護所の設備及び運営に関する基準についての緊急提言(案)
- 資料 7 心理的・治療的ケア体制の集中討議について

資料集 国通知、次期社会的養育推進計画策定要領全体等

東京都児童福祉審議会 専門部会
（新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討）

■委員名簿

（五十音順、敬称略）

令和6年9月6日現在

氏 名	所 属	専門分野
カケガワ ア キ 掛 川 亜 季	弁護士	司法関係
キムラ ヒ デ キ 木 村 秀 樹	福生市子ども家庭部こども家庭センター課長	関係行政機関
サイトウ ヒ ロ ミ 齋 藤 弘 美	社会福祉法人大洋社常務理事 大田区立ひまわり苑統括施設長	母子生活支援施設
サコンシ ミ フ 左 近 士 美 和	中央区福祉保健部子ども家庭支援センター所長	関係行政機関
シンボ ユ キ オ ◎ 新 保 幸 男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授	児童福祉 （児童家庭福祉）
タカダ マ リ 高 田 真 里	公募委員	都民公募
タナカ レ イ カ 田 中 れ い か	一般社団法人たすけあい代表理事	児童福祉 （社会的養護）
ツル カズミツ 都 留 和 光	社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 施設長	児童福祉施設
ナカ イタ イ ク ミ 中 板 育 美	武蔵野大学看護学部教授	公衆衛生
ノ ト カズコ 能 登 和 子	特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事長	養育家庭
フルカワ コウジ 古 川 康 司	中野区児童相談所長	関係行政機関
マスザワ タカシ 増 沢 高	社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター 副センター長	臨床心理学
ミヤハラ リ エ 宮 原 理 恵	公募委員	都民公募
ムトウ ソメイ 武 藤 素 明	社会福祉法人二葉保育園常務理事 二葉学園 統括施設長	児童福祉施設
ヨコボリ マサコ ○ 横 堀 昌 子	青山学院大学コミュニティ人間科学部教授	児童福祉 （社会的養護）
ヨネヤマ アキラ 米 山 明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 全国療育相談センター センター長	小児科医
カシワメ レイホウ * 柏 女 霊 峰	淑徳大学総合福祉学部教授	児童福祉 （児童家庭福祉）

◎部会長 ○副部会長 *オブザーバー

■事務局名簿

役 職	職 名	氏 名
幹 事 長	子供・子育て支援部長	西 尾 寿 一
幹 事	子供・子育て施策推進担当部長	瀬 川 裕 之
	総合連携担当部長(児童相談センター次長兼務)	竹 中 雪 与
書 記	子供・子育て支援部企画課長	吉 川 千賀子
	子供・子育て支援部家庭支援課長	安 藤 真 和
	子供・子育て支援部育成支援課長	岡 本 香 織
	子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長	平 川 祥 子
	子供・子育て支援部事業調整担当課長	横 森 幸 子
	子供・子育て支援部事業連携担当課長	砂 賀 満 帆
関係者等	児童相談センター総合連携担当課長	志 田 隆 英
	八王子児童相談所児童福祉相談専門課長 (児童相談センター児童福祉相談専門課長兼務)	奥 村 理 加
	足立児童相談所長	辰 田 雄 一
	萩山実務学校管理課長	弥 重 寿 樹
	障害者施策推進部障害児・療育担当課長	菱 田 彰
	子供・子育て支援部企画課統括課長代理(計画担当)	加 藤 悦 宏
	子供・子育て支援部企画課課長代理(調整担当)	若 林 大 輔
	子供・子育て支援部企画課課長代理(権利擁護担当)	片 岡 智 明
	子供・子育て支援部企画課課長代理(権利擁護調整担当)	山 根 諒 子
	子供・子育て支援部家庭支援課統括課長代理(子育て事業担当)	松 川 邦 夫
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(児童相談所運営担当)	伊 東 大 輔
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(地域連携担当)	西 沢 佳
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(児童相談所連絡調整担当)	山 崎 信 尚
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(児童相談所連絡調整担当)	荻 原 純 菜
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(母子保健担当)	川 嶋 直 樹
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(多機関連携担当)	山 崎 貴 博
	子供・子育て支援部育成支援課統括課長代理(児童施設担当)	西 嶋 咲 絵
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(乳児院担当)	沢 辺 小 織
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(事業調整担当)	水 上 雄 太
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(児童施設運営支援担当)	松 下 恵 美
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(里親担当)	山 口 美 紀
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(里親調整担当)	加 藤 亨
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(里親調整担当)	関 口 麻 美
	障害者施策推進部施設サービス支援課課長代理(児童福祉施設担当)	海老沼 香 織
事 務 局	子供・子育て支援部企画課課長代理(児童福祉審議会担当)	吉 川 涼 子
	子供・子育て支援部企画課子供・子育て施策推進担当	堀 江 真理子
	子供・子育て支援部企画課計画担当	山 中 尚 也

【委員からの主な意見】

○子供の権利ノート

- ・ SNSの存在など、子供の権利を保障する具体的な中身が時代とともに変わってきているため、**早急に改訂**すべき【武藤委員】
- ・ **親向け**のものも作成すべき（子供の頃に権利侵害された経験を持つ親からすると、子供だけが権利を守られることが理解できないこともあるため、そのような視点から）【齋藤委員】
- ・ 乳児院で作成したものなどを参考に、新たに**里親委託児童向け**のものも作成すべき【横堀副部長】

○意見表明等支援事業

- ・ 区児相の中でも実施有無が分かれている状況なので、**都内全域で実施していくことを都主導で徹底**してほしい【武藤委員】
- ・ 形式だけの制度にならないよう、制度が機能しているか（意見表明だけにとどまらず、意見表明された内容が実現しているか）の**チェック機能が働くよう**にしてほしい【武藤委員、掛川委員】
- ・ **意見表明等支援員の養成**という視点も入れてほしい【古川委員】
- ・ 先行して実施している**区児相から、成果・課題等を確認**すべき【横堀副部長】

○子供の権利擁護に係る環境整備

- ・ 都児相・区児相が並立しており、かつ移行期であることも踏まえ、子供自身がどこにどのような内容を伝えれば自分が苦情申し立てをできるのかできる限り具体的に**啓発パンフレット**等に盛り込み、**制度を分かりやすく周知**していく必要がある【掛川委員】
- ・ 子供の権利擁護のためには、意見表明等支援員だけでなく、施設職員や里親、親など**様々な立場の人が意見を受け止めることが大事**であることを、広く正しく啓発していくことが重要【増沢委員】

目標① 当事者である子供の権利擁護の取組の充実

【委員からの主な意見】

○その他

- ・正しい制度理解を促すため、**意見表明等支援事業**についても被措置児童等の権利擁護に関する説明会に組み込むなど、**養育者への啓発**を実施すべき【横堀副部長】
- ・各種説明会などの対象に、母子生活支援施設も入れてほしい【齋藤委員】
- ・権利侵害を訴えることができることも大事だが、子供自身が、子供に関する施策やサービスに対して提案できる場を作っていくという視点も重要【増沢委員】
- ・当事者向けの、生き立ちを知る権利の保障という視点もあると良い【田中委員】

目標② パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築

【委員からの主な意見】

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実

(家庭支援事業等、地域子育て支援)

- ・家庭支援の中で**本当に大事なものはショートステイ**。継続的にショートステイを利用していくことが家族維持につながっていくため、**ショートステイの強化**をしっかりと考えたほうが良い【柏女委員】
- ・施設におけるショートステイについて、**財政面での自治体間格差**がかなりある。地域によっては**予算不足で子育て支援策を十分に実施できていない実態**があるため、**都として財政支援**を行い地域における子育て支援を後押ししてほしい【武藤委員】
- ・地域子育て支援に関わる**人材の育成**も都として十分に実施すべき【武藤委員】
- ・祖父母の介護をしていたり、精神疾患の方も多く、子供や家庭への支援をすべてこども家庭センターだけで対応できるわけではない。そのため、**包括的・分野横断的なシステム**を構築する必要がある【柏女委員】
- ・ショートステイについて、要支援家庭の利用率が低い実態があるため、利用者にとってのスティグマとならないよう、**どうすれば利用のハードルを下げられるか**検討してほしい【田中委員】
- ・里親家庭の新規開拓にあわせて、**協力家庭(ショートステイ)の新規開拓**も併記し推進できれば良い【左近士委員】

(とうきょうママパパ応援事業)

- ・両親がいることが前提での出産に感じられるため、「シングルママ・シングルパパくらし応援ナビTokyo」とネット上でリンクするなど、情報を共有化できるような仕組みも考えてほしい【齋藤委員】
- ・保護者側のスティグマとならない素晴らしい予防的支援。誇りをもって進めてほしい【増沢委員】
- ・面談の機会の創出、人間関係の構築という面で非常に役立っているため、**継続あるいはさらなる充実**をぜひお願いしたい【木村委員】

目標② パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築

【委員からの主な意見】

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実

（特に支援が必要な妊産婦への支援）

- ・ **都内全域**（場合によっては、県境を超えた調整も）の**ネットワーク**を構築することが重要【齋藤委員】
- ・ 0歳児死亡事例のケースには精神的な課題を抱える母親が多いことを踏まえ、**精神保健と周産期支援が協働したシステム構築**も視野において早期支援を考えてほしい【増沢委員】
- ・ 母子生活支援施設は子育て期からではなく、妊産婦の支援も行っているため部会資料を修正してほしい【齋藤委員】
- ・ 生まれる前からのサポートがあると、支援者との間で自然と軟らかい形で関係性が作られていくので、一連の流れの中で支援していくのが重要と感じている。そのため、例えば**妊産婦等生活援助事業**にしっかり予算を付けて事業化することが重要であると考え。また、シームレスな支援体制のためには、生活援助に地域の保健も入るようにして、**保健との連携・協働**のもと取り組んでもらいたい【齋藤委員、中板委員】

目標② パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築

【委員からの主な意見】

○家庭養育優先原則とパーマネンシー保障に基づくケースマネジメントの徹底

- ・措置や委託中のケースの見直しではなく、**今、在宅で支援している児童たちの支援をどう充実させてパーマネンシー保証していくのか**という観点がここでは重要なのではないか【古川委員】
- ・パーマネンシー保障という点で考えると、人生早期の分離体験は最後の手段であり、そうしなければならない場合においても、**可能な限り母子と一緒に支援できる体制**をより拡充してほしい【増沢委員】
- ・まずは里親、という書き方ではなく、子供を中心に家族、里親、施設職員など様々な支援者がきちんとネットを組んで**切れずに支援していく**=「**人生の連続性の保障**」という観点から書いてほしい【増沢委員】
- ・母子生活支援施設で親子関係再統合するケースが増えており、そのような活用の仕方もあるということを認識、重要視してほしい【齋藤委員】
- ・子どもの立場から実親と生活できるように支援する方法として、必要に応じて児童相談所から、母子生活支援施設の利用を提案できるようにするとともに、その方法を周知してほしい【齋藤委員】
- ・親の障害が課題になっており、障害のケースワーカーと同行受診をする事例が頻出しているため、地域の**障害関係機関との連携**が重要である【木村委員】
- ・毎日の送迎で必ず安否確認、見守りができるという点で幼稚園・保育園は重宝されるので、そのような観点も注記してもらいたい【木村委員】

目標② パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築

【委員からの主な意見】

○里親委託に向けた児童相談所の体制

・都内すべての乳児院がショートステイに取り組んでおり、乳児院に求められる役割として一時保護委託やショートステイの割合が高くなっている中で、里親委託をどのような形で進めていくか検討してほしい

【都留委員】

・施設入所や里親委託に際して保護者同意を得るのが困難という状況があるため、**同意を取る際の弁護士等の役割**が非常に大きくなっていく【都留委員】

・児童相談所に配置されている里親養育支援児童福祉司や養育家庭専門員と、フォスターリング機関の業務分担がはっきりせず、フォスターリング機関の機能が十分に生かされていない。**児童相談所とフォスターリング機関の関係を明確に**して里親支援に取り組んでもらいたい【能登委員】

○その他

・施設に児童家庭支援センターの実施を認め、児童相談所及び子供家庭支援センターと連携しながら子供家庭支援に取り組むというシステムを試行してはどうか【武藤委員】

・現状、要保護児童として把握できていない児童が一定数存在すると思われるため、福祉部門と、学校や保育所等の身近な支援者との協働での支援など、**子供の困難状況の把握についての取組**等を計画の中に入れ込んでほしい【増沢委員】

・在宅で家族と生活している子どもや親へ支援の重要性を感じたため、（４）として、「家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の考え方に基づく、実親との生活支援」の追加をお願いしたい【齋藤委員】

目標③ 家庭と同様の環境における養育の推進

【委員からの主な意見】

○里親登録数の拡大に向けたリクルート活動

・フォスターリング機関ができたことでよりきめ細かなリクルートができるようになったが、今のままのやり方ではうまくいかないこともある。職業里親のようなことも考えつつ、施設や保育所で働いた経験があり里親になる意向がある方が里親になれるよう、里親手当を払うことも一つの方法ではないか【能登委員】

○里親等支援業務の包括的な実施体制の構築

・里親が気軽に相談できるよう、徹底して**地域密着型**にする必要があるのではないかと。現在、フォスターリング機関は児童相談所の中に補完するような形で入っているが、里親からは、もっと児童相談所から独立して民間性が担保され、なんでも相談できるような体制にした方がいいのではないかとといった意見がある

【武藤委員】

・里親支援センター化する場合には、国基準だと職員が減ることも想定されるが、体制は変えず**職員配置をキープ**してほしい【武藤委員】

・児童相談所に配置されている里親養育支援児童福祉司や養育家庭専門員と、フォスターリング機関の業務分担がはっきりせず、フォスターリング機関の機能が十分に生かされていない。**児童相談所とフォスターリング機関の関係を明確**にして里親支援に取り組んでももらいたい（再掲）【能登委員】

・都が独自で、里親支援センターが養子縁組成立後の支援もできるようにしてもいいのでは【柏女委員】

目標③ 家庭と同様の環境における養育の推進

【委員からの主な意見】

○里親委託促進に向けて

- ・施設から里親に措置変更したほうが良いのではないかという子供は多数いるが、**里親委託に至らないケースが非常に多い**。そのため、そこへの対応が非常に重要なのではないか【武藤委員】

○里親の負担軽減等

- ・子供の思春期に里親が耐えられないというケースもあるため、施設に入所したらそのまま面会もできず交流もできないという仕組みを変えて、**1年間ほど施設に入れて、安定した関係が保たれるようになったら里親の元に戻すこともできるようになると良いのではないか**【能登委員】
- ・アセスメントなく一時保護委託され、そのまま本委託となるケースもあるが、**一度は一時保護所や施設でアセスメント**をして子供の状況が分かった時点で本委託に変えてもらう方が、不調を招かなくて済むのではないかと。また、里親登録数も増えるのではないかと【能登委員】
- ・海外では、里親委託しながら施設の高機能を活かし、アセスメントした上で回復に向けた専門的な支援を行うなど、里親の持続的な支援が保障出来るような仕組みが整っている【増沢委員】
- ・里親に対する支援をチーム養育で実施するというのは非常に大事だが、一時預かりやショートステイなど区市町村が行っている**子育て支援サービスを有効活用**することも非常に重要。里親委託した場合は、家庭支援事業の利用料を無料にするくらいのことをやってはじめてチーム養育が実現できるのではないかと【柏女委員】
- ・施設が中心となり里親・里子をサポートしていく体制を検討してほしい【能登委員】

目標④ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備

【委員からの主な意見】

○施設の小規模化、地域分散化の促進

- ・ ケアニーズが高い子供を安定的にケアするには、グループホームが地域から孤立化しないよう、**本園からサポートできる体制**が必要【武藤委員】
- ・ 双子型ホームやサテライト型ホームの条件を緩和して、拡充していくことが必要ではないか【武藤委員】
- ・ 施設整備費やサテライト型の事務所の家賃補助など**物件確保のための支援**を充実してほしい【武藤委員】
- ・ 物件確保の観点から、1 G H 6 人に固定せず、4・5人も認可するようにしたらどうか【武藤委員】
- ・ ケアニーズが高い子供が増えており、地域分散化・小規模化には職員の力量が必要。そのため、形態や体制整備の検討と同時に**職員の育成・フォロー**にも色々仕掛けを作らないといけない【横堀副部長】

○施設の多機能化

- ・ **施設で積極的に一時保護できるようなシステム**を作っていく必要があるのではないかと【武藤委員】
- ・ 障害のある子供を児童養護施設で一定期間支援するような機能を持つことも今後検討してもらいたい【米山委員】
- ・ 医療と福祉と教育がきちんと統合された制度を整え、児童心理治療施設のような、子供のニーズに応えられるような施設を整備する必要があるのではないかと【増沢委員】
- ・ 親子再統合を促進するため、施設に親も泊められるようなシステムを作り、**親子関係をアセスメント**できるような体制を整えることが重要【増沢委員】
- ・ 一時保護委託促進のため、都が主導で**環境整備**（クールダウンができる個室の整備）に努めてもらいたい【武藤委員】

目標④ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備

【委員からの主な意見】

○施設における人材確保 ※目標④に入れるか目標⑨に入れるかは要検討

- ・人材確保ができていない施設とそうでない施設の格差が生じているため、都がリードする形で対策を積極的に進めてほしい【武藤委員】
- ・**夜勤や宿直が多い**という勤務実態を踏まえ、専門スタッフの拡充策を検討してほしい【武藤委員】
- ・人材コーディネーターや新任職員のトレーナーなど、**職員を育成する専門スタッフ**の配置が必要
- ・**職員の養成機関**の設置、また、その機能を民間にもしっかり適用する制度の創設が必要【武藤委員】
- ・職員50名以下の施設についても、**産業医の配置やカウンセラーの配置**含めて可能とするよう対策を講じてほしい【武藤委員】
- ・職員のメンタルヘルス対策という側面からも、病休・育休・介護等の**代替職員確保制度**を確立してほしい【武藤委員】
- ・施設や里親についての、専門人材の確保・育成・定着という切り口からの記述があっても良いのでは【古川委員】

○その他

- ・都立の児童養護施設の入所率が低い状態が続いているため、**都立施設の体制強化・充実**という点もここで触れておく必要があるのではないか【古川委員】
- ・**障害児入所施設**においても、ユニット化のほか、**職員体制が充実**するように、今後の方向性の部分で明記してもらいたい【掛川委員】

目標⑤ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実

【委員からの主な意見】

○施設における専門的なケアの充実

- ・母子生活支援施設においても、障害があり専門的なケアが必要な母子をみているということを知ってもらいたい【齋藤委員】
- ・以下のような観点から、**専門機能強化型の見直し**を図ってもらいたい【武藤委員】
 - ✓ 専門職を統括する管理的な職員の配置
 - ✓ 学力を補完する専門的な職員の配置
 - ✓ 外部のカウンセリングや、医療機関の受診費用の支援などの支援者支援
 - ✓ 入院にスムーズに移行できるシステムの確立
 - ✓ 精神科医の紹介・確保支援
- ・多様な受け皿の確保という点から、児童心理治療施設の創設を検討してほしい【武藤委員、掛川委員】
- ・ケアニーズが高い子供に対応できる**職員育成のための継続的な研修制度**が必要ではないか【武藤委員、米山委員】

目標⑥ 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援

【委員からの主な意見】

○社会的養護のもとで育つ子供及び施設退所後の自立支援

- ・母子生活支援施設において、アフターケアを行う自立支援担当職員の配置が法律上可能になったが、配置できている施設が少ないのが実態であり、地域支援ができていないところが多い。各施設において支援が可能となるよう、都で支援してもらいたい【齋藤委員】
- ・退所児童等の支援は、児童養護施設だけでなく様々な機関が連携する必要があるという点も念頭に置いて施策等を検討してほしい【齋藤委員】
- ・都は他県に比べると措置延長の要件が厳しく、認めても短期間での延長というケースが多いが、実感としては6～7割の子供が18歳以降も支援が必要なのではないかと感じている。今後、実態把握するに当たっては、社会的養護の分野だけでなく、各区市町村の状況等も含めて、**本当に支援が必要な若者**がどれだけいるのか実態の把握に努めてほしい【武藤委員】
- ・**児童自立生活援助事業**について、人の配置や場所の確保の観点から積極的に進めたい施設が少ない状況ではあるが、**どの施設でも実施できる体制**が必要なのではないか、そしてそれを計画にも盛り込む必要があるのではないか【武藤委員】
- ・自立支援と地域支援を一体化して進める必要があるため、地域巡回の心理職の配置についても検討してもらいたい【武藤委員】
- ・自立支援コーディネーターなど自立支援に関わる**職員の専門性の確保、精神保健機関との連携**も視野に入れて検討してほしい【武藤委員、増沢委員】
- ・当事者や職員等の意見を十分反映できるシステムが必要【武藤委員】
- ・自立援助ホームについて、ニーズは高い一方で設置数はまだまだ少ないので、拡充策を検討してほしい【武藤委員】

目標⑥ 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援

【委員からの主な意見】

○社会的養護のもとで育つ子供及び施設退所後の自立支援

- ・ 高齢児で心理的ケアが必要な子ども達のための専門的ホームが必要。子どもシェルターへの入居を希望する子供の中には、自殺企図等、精神的不安定さが理由で一時保護がされないままにいた子供がおり、そのような子が安心して生活しケアできる場が必要【掛川委員】

目標⑦ 児童相談体制の強化

【委員からの主な意見】

○都児童相談所の人員体制・専門性の強化

- ・将来的な見通しを経験的に押さえられる専門性が求められる中、都の児童福祉司には経験の浅い職員が多いため、**職員の定着**に抜本的に取り組んでもらいたい【武藤委員】
- ・児童相談所職員の職務が性質上、夜間の家庭訪問や面談も想定されているところ、勤務時間をずらした勤務体制がとられていなかったり、夜間休日が通年開所での対応となり、**対応力が低下**してしまうことが課題であると考えているため、これらの点の改善を具体的に進めたほうが良いのではないか【掛川委員】

○区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能の強化

- ・児相設置区の中でも、特定の事業（例：児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業など）を積極的に推進している区とそうでない区があるため、**都内すべての区で実施できる**ように都が調整してほしい【武藤委員】
- ・**施設の入所調整**について、現在は複数の児相から依頼が来る状況だが、**一本化への検討**をお願いしたい【武藤委員】
- ・全国児童相談所長会での共通ルールがあるので、都と特別区だけの新たなルールは作らない方が良いのではないか【古川委員】

目標⑦ 児童相談体制の強化

【委員からの主な意見】

○都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携の強化

- ・都児相と子供家庭支援センターの連携強化のためには、都児相の人員配置の課題（政令基準を満たしていない）解決が重要である【古川委員】
- ・子供家庭支援センター職員の専門性の発揮のためには、子供家庭支援センターでの専門職の活用に関する基準（どこまでどうやるか等）を共有することが重要ではないか【左近士委員】
- ・地域の障害福祉課と連携した障害児への支援、障害相談という視点も盛り込んでほしい【米山委員】

目標⑧ 一時保護児童への支援体制の強化

【委員からの主な意見】

○一時保護需要を充足する体制の構築

- ・児童養護施設によっては、地域分散化で外にグループホームを作った結果、本園のスペースが空いている施設もある。しかし、人材確保に苦戦している施設が多く、**場所は空いているが人がいないという実態**がある。そのため、一時保護委託を積極的に受け入れるための**人材確保**をぜひ支援してほしい【武藤委員】
- ・中野区も一時保護所から所属校への通学が実現できているため、**1 児童相談所 1 保護所**はやはり必要【古川委員】
- ・施設の入所調整について、現在は複数の児相から依頼が来る状況だが、一本化への検討をお願いしたい（再掲）【武藤委員】

○一時保護所における児童の権利保護

- ・入院時の対応で、支援学校から学校教員を派遣するといった制度があるため、このような制度を一時保護にも弾力的に運用できないか検討してほしい【米山委員】

○その他

- ・緊急一時保護における分離は、分離そのものが子供にとってトラウマになる危険性もあるため、そこに対するケアが必要であるという視点を入れてほしい【増沢委員】
- ・アセスメントなく里親に一時保護委託され、そのまま本委託となるケースもあるが、一度は一時保護所や施設でアセスメントをして子供の状況が分かった時点で本委託に変えてもらいたい（再掲）【能登委員】

目標⑨ 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

【委員からの主な意見】

○都児童相談所等における計画的な専門人材の確保・育成

- ・定期的なカウンセリングの受診や産業医の活用、長時間労働職員への対応など**支援者支援**もここに盛り込んでどうか【古川委員】

○施設等における人材確保（再掲） ※目標④に入れるか目標⑨に入れるかは要検討

- ・人材確保ができていない施設とそうでない施設の格差が生じているため、都がリードする形で対策を積極的に進めてほしい【武藤委員】
- ・夜勤や宿直が多いという勤務実態を踏まえ、専門スタッフの拡充策を検討してほしい【武藤委員】
- ・人材コーディネーターや新任職員のトレーナーなど、職員を育成する専門スタッフの配置が必要
- ・職員の養成機関の設置、また、その機能を民間にもしっかり適用する制度の創設が必要【武藤委員】
- ・職員50名以下の施設についても、産業医の配置やカウンセラーの配置含めて可能とするよう対策を講じてほしい【武藤委員】
- ・職員のメンタルヘルス対策という側面からも、病休・育休・介護等の代替職員確保制度を確立してほしい【武藤委員】
- ・施設や里親についての、専門人材の確保・育成・定着という切り口からの記述があっても良いのでは【古川委員】

第3章 10項 計画の進捗管理と見直し

【委員からの主な意見】

○児童相談体制の改革に向けて

- ・都の児相体制が大きな改革を求められている現状においては、都の児相業務全体の総合調整だけでなく、**企画**が必要なのではないか。また、場合によっては、国にこのような相談体制を取るべきといった提案もしていく必要がある時期に来ているのではないかと感じている。
- ・そのような認識を、以下の2つの視点を持ちつつ計画に記載していくことが重要である
 - ✓ 視点①：**現在が過渡期的な体制**であるという視点。あわせて、将来を見据えた**中長期的な体制はどうあるべきなのかも**描きながら検討しなければならない。
 - ✓ 視点②：社会的養育という枠の中だけでなく、**外の機関とどのように繋がるのか**という視点。ヤングケアラーに代表されるように、分野を超えた分野横断的な検討をしていかないと解決できない問題が表出している。

新たな社会的養育推進計画の構成案

資料 3

- 第1章に、今回の計画で新たに定める計画の「目標」及び「視点」を追加、第3章を、パーマネンシー保障の理念に沿った一貫した流れで構成
- 第3章について以下の9つの目標に沿って構成
 - ①当事者である子供の権利擁護の取組の充実、②パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築、③家庭と同様の環境における養育の推進、
 - ④施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備、⑤心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実、⑥社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
 - ⑦児童相談体制の強化、⑧一時保護児童への支援体制の強化、⑨子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

(現行計画の構成)

第1章 基本的考え方と全体像	
1	計画策定の趣旨
2	計画の位置付け
3	計画期間
4	計画の「理念」・「目指すべき姿」
第2章 東京都の状況	
第3章 東京都における具体的な取組	
1	家庭と同様の環境における養育の推進
	(1) 里親制度の普及・登録家庭数の拡大、委託の促進
	(2) 里親に対する支援
	(3) 特別養子縁組に関する取組の推進
2	施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
	(1) 施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境（GH等）での養育を推進
	(2) ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実
	(3) 施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等）
3	社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
	・ジョブ・トレーナーの充実、高校在学中の学習支援の充実等
4	児童相談所の体制強化
	(1) 児童相談所における人材の確保及び育成
	(2) 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組
5	一時保護児童への支援体制の強化
	・一時保護所における児童への日常的な支援の充実、生活環境の整備
6	子供・子育て家庭を支えるための取組
	(1) 当事者である子供の権利擁護の取組
	(2) 在宅で生活している子供や家庭に対する支援体制の構築
7	計画の進捗管理と見直し

(新計画の構成案)

第1章 基本的考え方と全体像	
1	計画策定の趣旨
2	計画の位置付け
3	計画期間
4	計画の「理念」・「目標」・「視点」
第2章 東京都の状況	
第3章 東京都における具体的な取組	
1	当事者である子供の権利擁護の取組の充実
	(1) 子供の意見表明支援
	(2) 被措置児童等虐待への対応
2	パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築
	(1) 困難を抱える妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実
	(2) 児童相談所のケースマネジメント体制の充実強化
	(3) 移行期の連携体制の構築
3	家庭と同様の環境における養育の推進
	(1) 里親制度の普及・登録家庭数の拡大、委託の促進
	(2) 里親に対する支援
	(3) 特別養子縁組に関する取組の推進
4	施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
	(1) 施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境（グループホーム等）での養育を推進
	(2) 施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等）
	(3) 障害児入所施設における支援
5	心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実
	(1) 施設における専門的なケア
	(2) 児童相談所における専門的なケア
6	社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
7	児童相談体制の強化
	(1) 都児童相談所の体制強化
	(2) 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組
8	一時保護児童への支援体制の強化
	(1) 一時保護需要に応える環境整備の推進
	(2) 個別的支援が必要な児童をケアするための人身体制
	(3) 児童の権利を守るための取組の充実
9	子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着
10	計画の進捗管理と見直し

第 1 章 東京都社会的養育推進計画の基本的な考え方と全体像

1 計画策定の趣旨

- 都内には、虐待を受けた児童や、何らかの事情により実親による養育が困難で、公的責任において社会的な養育が必要な児童が約 4, 000 人
- 都には、こうした社会的養育を必要とする児童が健やかに育ち、社会で自立していけるよう、子供の最善の利益を第一に考え、施策を推進
- 平成 28 年 6 月、国は児童福祉法を改正し、子供が権利の主体であることや、子供の家庭養育優先の原則を明記
この理念のもと、平成 29 年 8 月に、国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」は、社会的養育の全体像等を示す「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめ
- 都は、平成 31 年 4 月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行
- 令和 2 年 3 月、令和 2 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「東京都社会的養育推進計画」策定
- 令和 4 年 6 月、国は児童福祉法を改正し、児童の権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための、支援策を強化
- 今般、計画の中間年において、「東京都社会的養育推進計画」を改定し、児童と家庭を支える取組をさらに推進

(社会的養護の沿革)

年	月	国の動き	都の施策
平成23年	7	社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ「社会的養護の課題と将来像」 ○ 家庭的養護の推進 ○ 専門的ケアの充実 ○ 社会的養護の下で育った子供の自立支援の充実 ○ 虐待防止のための家族支援、施設の地域支援の充実	
平成24年	11	厚生労働省通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」 ○ 社会的養護の需給との調和を図りつつ、施設の小規模化に伴う定員の削減を進めるため、都道府県計画を策定 ○ 今後十数年かけ、里親等、グループホーム、本体施設が概ね3分の1ずつに	
平成26年	10		東京都児童福祉審議会提言 「社会的養護の新たな展開に向けて—家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援—」
平成27年	4		「東京都社会的養護施策推進計画」 (平成27年～平成41年度)の策定
平成28年	5	児童福祉法等改正 ○ 子供が権利の主体であること ○ 家庭養育優先原則 ○ 里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援、養子縁組里親を法定化、養子縁組に関する相談支援を都道府県業務に位置づけ ○ 児童相談所の体制強化等	
	7	厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(平成29年8月まで開催)	
	11		東京都児童福祉審議会提言 「家庭的養護の推進について—家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて—」
平成29年	8	「新しい社会的養育ビジョン」策定 ○ 都道府県計画の見直し(平成30年度末まで) ・ フォスターリング機関事業の創設(令和2年度までに) ・ 乳幼児の家庭養育原則の実現(5年以内に) ・ 家庭養育や施設養育推計、施設の適切な配置(10年計画) ・ 児童相談所・一時保護改革(5年計画) ・ 特別養子縁組の推進(5年以内に現状の約2倍に)	
平成30年	7	厚生労働省通知「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」 厚生労働省通知「一時保護ガイドラインについて」	
平成31年	4		「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行
令和2年	4		「東京都社会的養護施策推進計画」 (令和2年～令和11年度)の策定
	12		東京都児童福祉審議会提言 「新たな児童相談のあり方について—「予防的支援」と「早期対応」の抜本的強化に向けて—」
令和4年	2	厚生労働省「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書 ○ 社会的養育推進計画について以下の指摘 ・ 資源の計画的な整備方針のための計画とすべき ・ 効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県に対して実態把握・分析を促していく必要性	
	6	児童福祉法等改正 ○ 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ○ 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 ○ 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 ○ 児童の意見聴取等の仕組みの整備等	
令和5年	1		東京都児童福祉審議会提言 「児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み(子供アドボケート)の在り方について」
令和6年	3	こども家庭庁通知「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」	
	4	内閣府令「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」施行	

2 計画の位置付け

- 本計画は、都道府県の推進計画策定に当たっての基本的な考え方等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（令和6年3月）に基づき、「東京都社会的養育推進計画」を全面的に見直し、新たな推進計画として策定するもの
- 「『未来の東京』戦略ビジョン」をはじめ、「東京都子供・子育て支援総合計画」等、関連する計画と整合
- 児童福祉法に加え、子供・子育て支援法、子ども・若者育成支援推進法、社会福祉法、生活困窮者自立支援法等に定める、子供と子育て家庭を支える様々な事業を活用し、計画を推進

3 計画期間

- 本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間

4 計画の「理念」・「目標」・「視点」

【計画全体を貫く共通の考え方】

- 家庭養育優先原則
- パーマネンシー保障

3つの理念 <基本理念>

- 妊娠期から一貫して、子供と家庭を社会全体で切れ目なくサポートするとともに、支援が必要となった場合でも、できる限り家庭での養育の継続を目指す。
- 社会的養護が必要になった場合であっても家庭復帰を目指すとともに、社会的養護の下で育つ子供たちについては、家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できることを目指す
- 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援により、全ての子供たちの安全・安心の確保を目指す

9つの目標 <基本理念の実現に向け取り組む方向性を明らかにする目標>

- ① 当事者である子供の権利擁護の取組の充実
- ② パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築
- ③ 家庭と同様の環境における養育の推進
- ④ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
- ⑤ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実
- ⑥ 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
- ⑦ 児童相談体制の強化
- ⑧ 一時保護児童への支援体制の強化
- ⑨ 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

5つの視点 <計画の推進に当たって留意すべき視点>

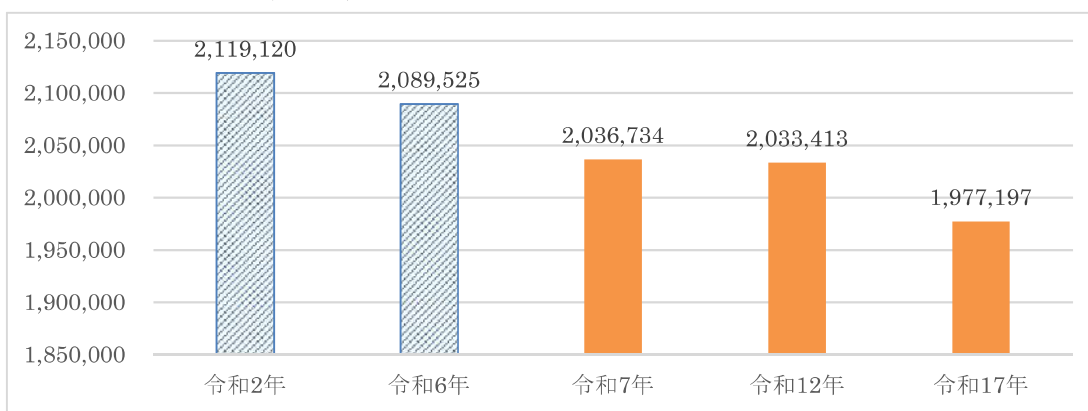
- ① 地域における切れ目ない支援の視点
- ② 子供にとっての最善の利益確保の視点
- ③ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的支援の視点
- ④ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点
- ⑤ 広域的な自治体の役割からの視点

第2章 東京都の状況

1 人口等

(1) 東京都の児童人口の推計

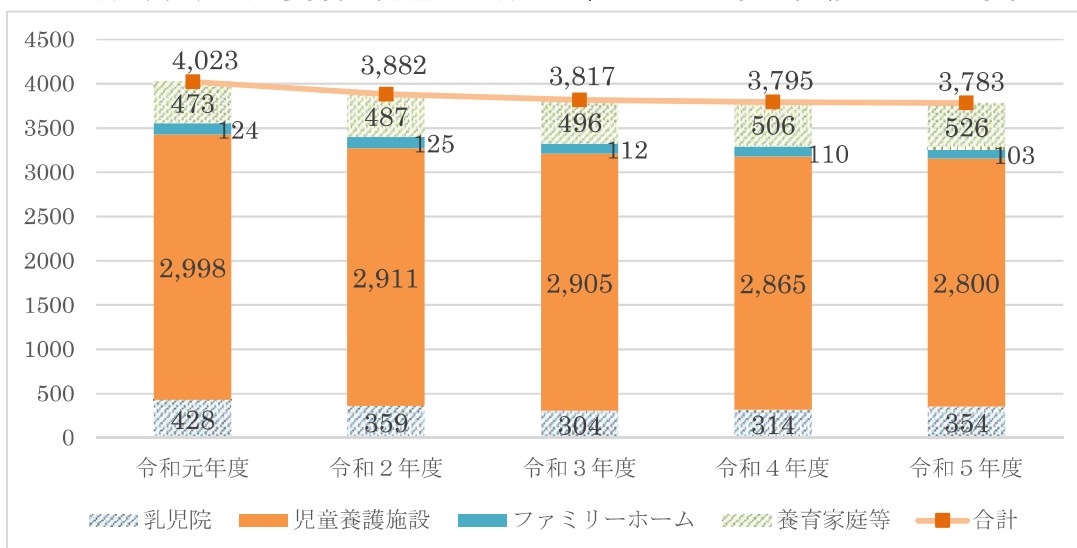
東京都における 0～19 歳までの人口は、令和 6 年 1 月時点で、日本人が 2,007,478 人、外国人が 82,047 人、合計 2,089,525 人であり、都総務局が令和 6 年 3 月に公表した「東京都世帯数の予測」では、令和 7 年（2025 年）は 2,036,734 人、令和 12 年（2030 年）は 2,033,413 人、令和 17 年（2035 年）は 1,977,197 人（各年 10 月 1 日時点）と予測されています。



資料：総務局「東京都世帯数の予測」

(2) 社会的養護のもとで育つ児童数の推移

ここ数年、社会的養護の措置児童数は 4,000 人前後で推移しています。

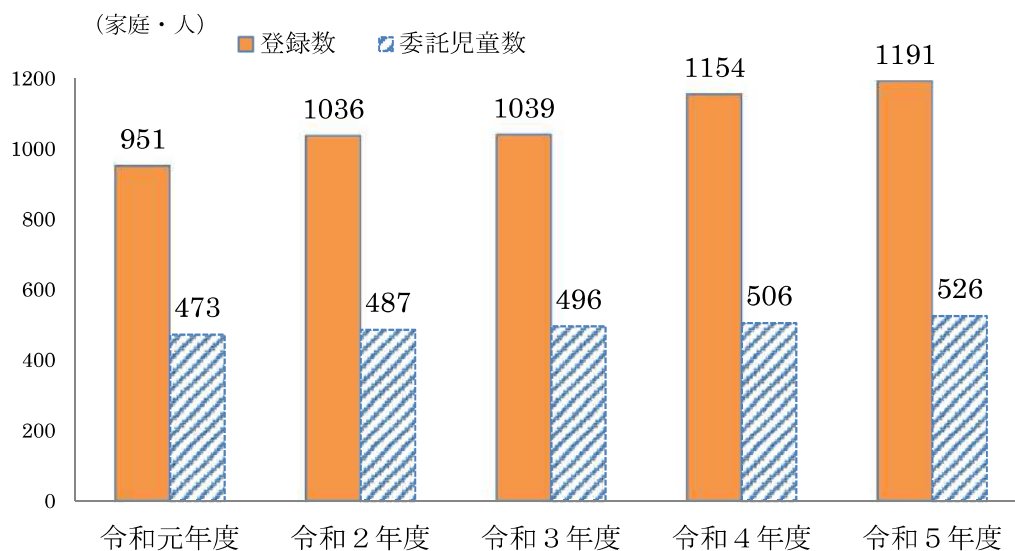


資料：福祉局

2 里親等の状況

(1) 養育家庭の登録数及び委託児童数の推移

登録家庭数及び委託児童数は増加傾向ですが、伸びは緩やかになっています。



資料：福祉局

(2) ファミリーホーム設置数及び委託児童数の推移

ファミリーホームは、令和5年度末現在、都内に30ホームあり、うち養育家庭移行型ファミリーホームが19ホーム、法人型ファミリーホームが11ホームとなっています。

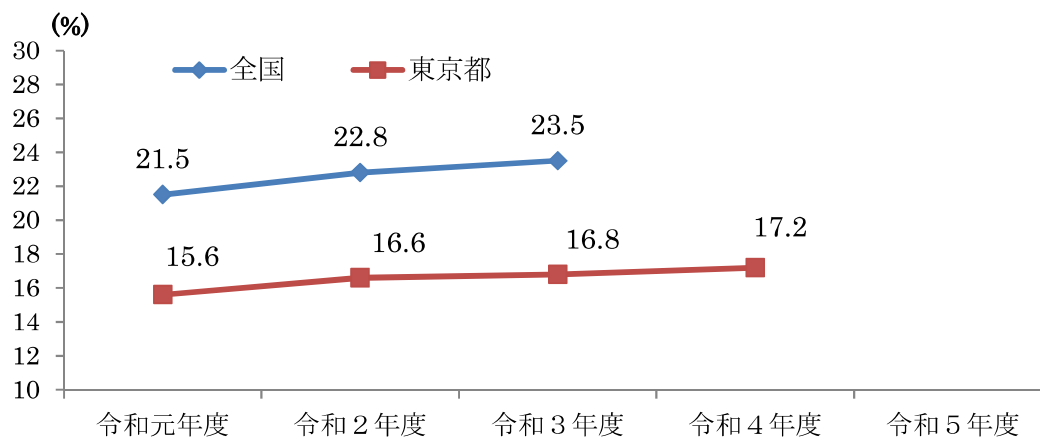
(単位：家庭、人)

区 分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	29	31	31	30	30
養育家庭移行型ファミリーホーム	20	22	20	19	19
法人型ファミリーホーム	9	9	11	11	11
委託児童数	124	125	112	110	103

資料：福祉局

(3) 里親等委託率の推移

里親等委託率は上昇傾向ですが、全国平均よりも低く推移しています。



※養育家庭等委託率＝養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数／乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数

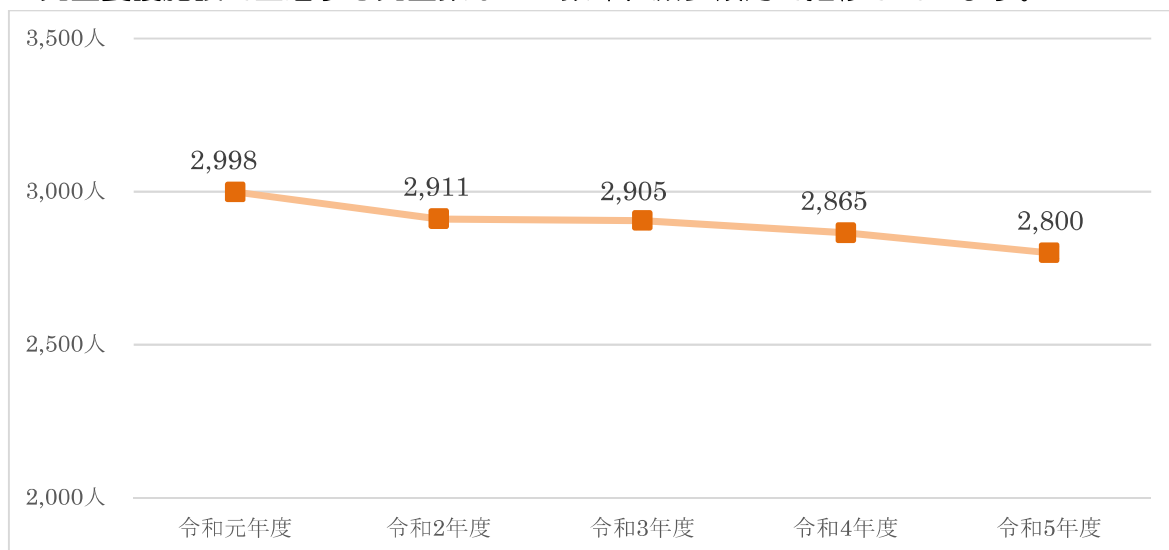
※全国の数値は「社会的養護の現状について（厚生労働省）」による。

資料：福祉局

3 児童養護施設、乳児院の状況

(1) 児童養護施設の入所児童数の推移

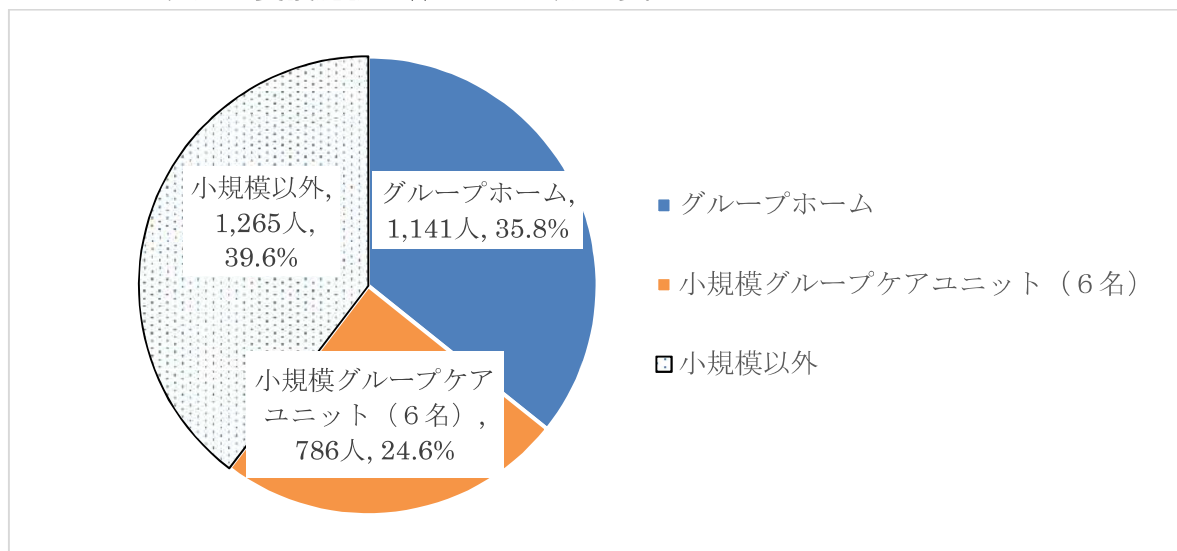
児童養護施設で生活する児童数はここ数年、減少傾向で推移しています。



資料：福祉局

(2) 児童養護施設の小規模化の状況

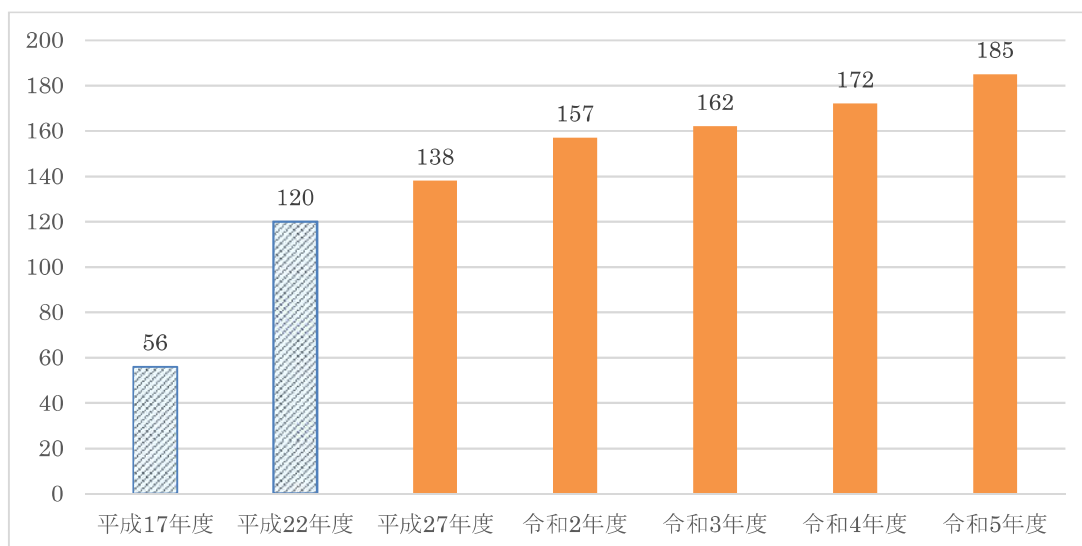
児童養護施設における小規模化の状況は、令和6年9月1日現在で、グループホームが1,141人と児童養護施設定員の35.8%となっています。本体施設で行っている6名以下のユニットケアとグループホームを合わせた小規模化の状況としては、児童養護施設全体の60.4%です。



資料：福祉局

(3) グループホーム設置数の推移

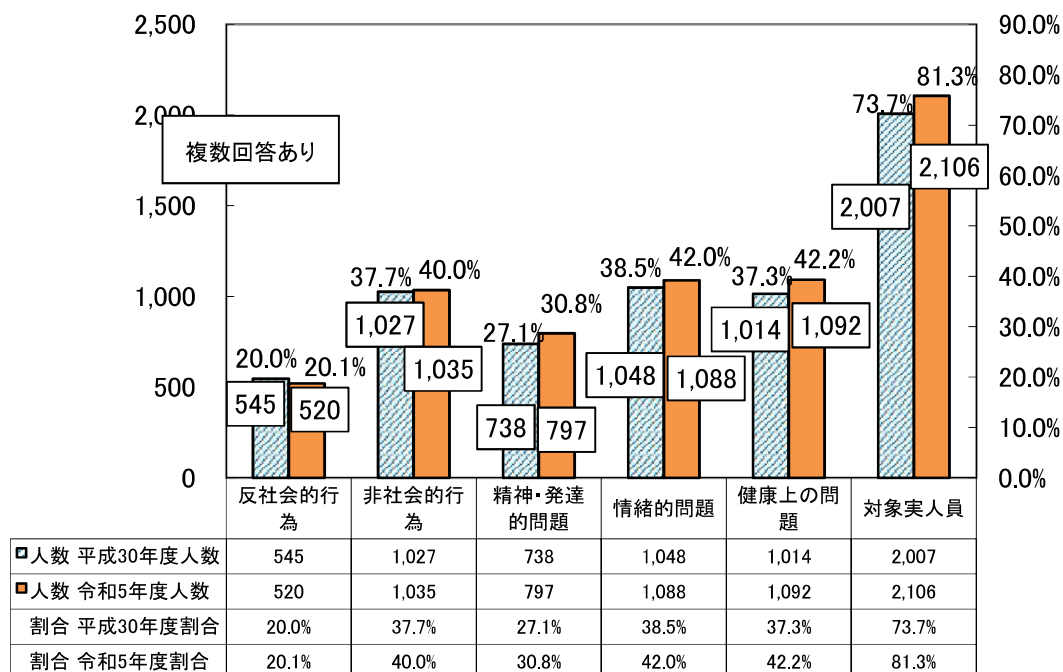
平成 17 年度に、国から児童養護施設の小規模化に関する通知が発出されたこともあり、大幅に増加しましたが、近年、伸びは緩やかになっています。



資料：福祉局

(4) 児童養護施設における個別的ケアが必要な児童の入所状況

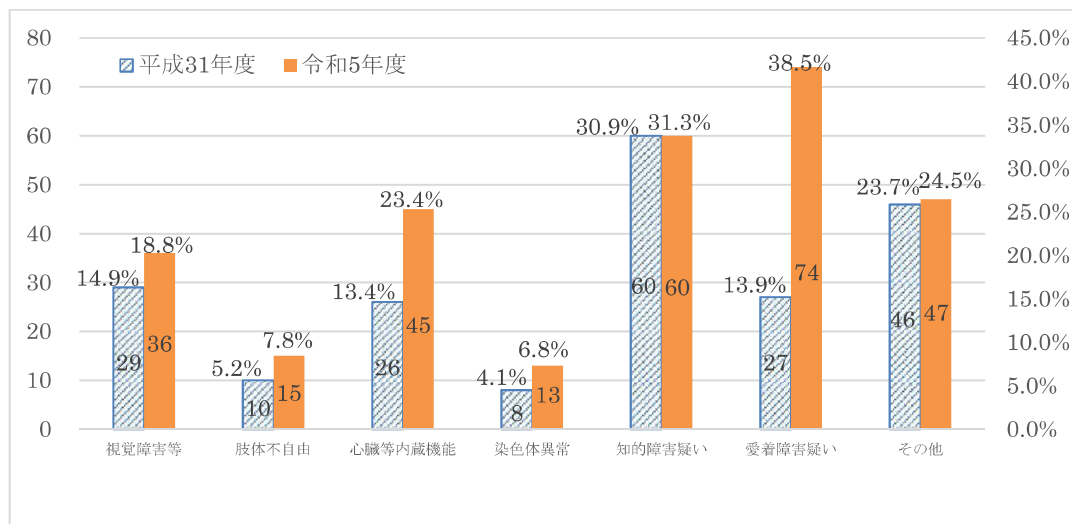
個別的なケアが必要な児童の割合は、平成 30 年度の 73.7%から 81.3%にさらに増加しています。



資料：福祉局

（５）乳児院在籍児童の障害等の状況

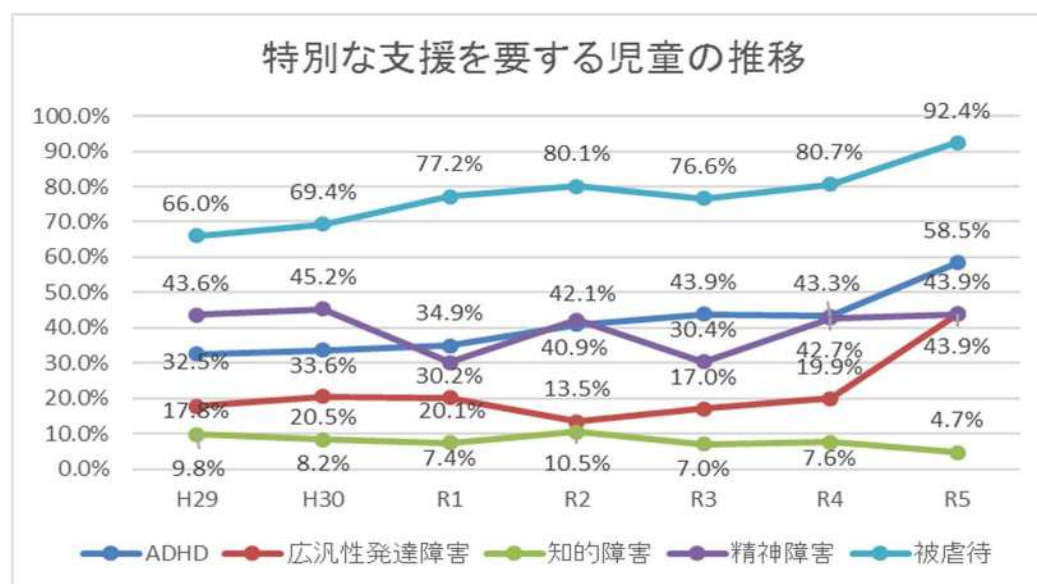
乳児院では、障害や疾患等を抱えているなど、医療や療育上の手厚いケアが必要な乳幼児の入所が増加しています。



資料：福祉局

（６）児童自立支援施設におけるケアニーズの高い児童の状況

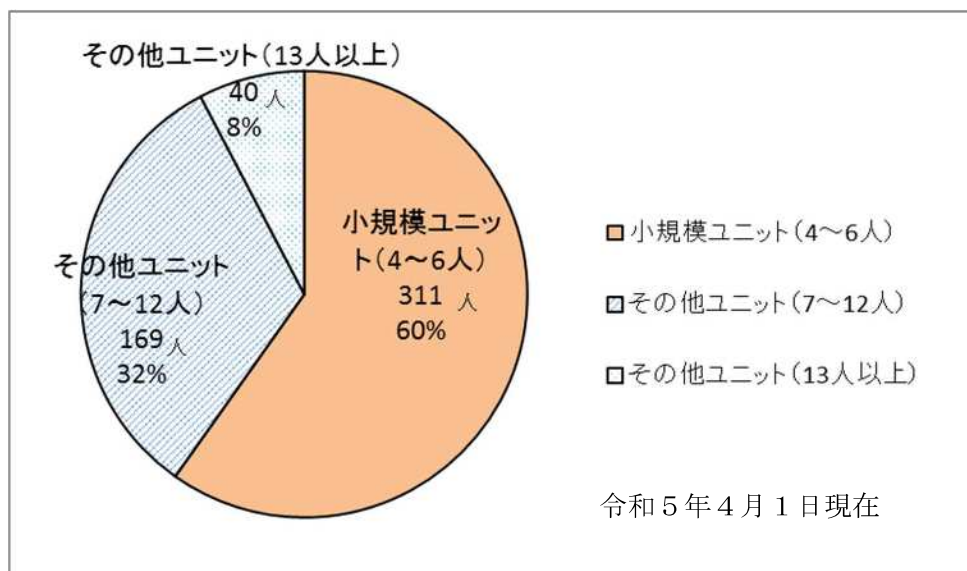
児童自立支援施設では、被虐待経験を有する児童や、精神障害、発達障害等の課題を抱え、個別・専門的な対応が必要な児童が増加傾向にあります。



資料：福祉局

(7) 乳児院の小規模化の状況

乳児院の中で4人から6人までの小規模で家庭的な運営を行うユニットは、全体の60%となっています。



資料：福祉局

4 自立支援の状況

(1) 進路状況

令和5年3月に卒業した児童で、高等学校等進学率は、児童養護施設で94.7%、児童自立支援施設で89.3%、里親で100%となっています。また、大学等進学率は、児童養護施設で25.0%、里親で39.3%となっています。

◎中学校卒業児童

	令和5年3月中学校 卒業児童数		進学						就職		その他	
			高校等		専修学校等		合計					
児童養護施設	東京都	189人	179人	94.7%	5人	2.6%	184人	97.4%	0人	0.0%	5人	2.6%
	全国	2,079人	1,971人	94.8%	47人	2.3%	2,018人	97.1%	30人	1.4%	31人	1.5%
児童自立支援施設	東京都	28人	25人	89.3%	0人	0.0%	25人	89.3%	2人	7.1%	1人	3.6%
	全国	—	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%
里親	東京都	21人	21人	100.0%	0人	0.0%	21人	100.0%	—	—	—	—
(参考)全中卒者	東京都	107,133人	105,701人	98.7%	528人	0.5%	106,229人	99.2%	94人	0.1%	810人	0.7%
	全国	1,103千人	1,089千人	98.7%	4千人	0.4%	1,093人	99.1%	2千人	0.2%	8千人	0.7%

◎高等学校卒業児童

	令和5年3月高等学校 卒業児童数			進学						就職		その他	
				大学等		専修学校等		合計					
児童養護施設	東京都	180人	在籍児童	21人	11.7%	17人	9.4%	38人	21.1%	16人	8.9%	8人	4.5%
			退所児童	24人	13.3%	39人	21.7%	63人	35.0%	49人	27.2%	6人	3.3%
			計	45人	25.0%	56人	31.1%	101人	56.1%	65人	36.1%	14人	7.8%
	全国	1,697人	在籍児童	117人	6.9%	89人	5.2%	206人	12.1%	116人	6.8%	75人	4.4%
			退所児童	237人	14.0%	216人	12.7%	453人	26.7%	759人	44.7%	88人	5.2%
計			354人	20.9%	305人	17.9%	659人	38.8%	875人	51.6%	163人	9.6%	
児童自立支援施設	全国	—	退所児童	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%
里親	東京都	28人	委託児童	4人	14.3%	5人	17.8%	9人	32.1%	1人	3.6%	1人	3.6%
			委託解除児童	7人	25.0%	4人	14.3%	11人	39.3%	5人	17.9%	1人	3.6%
			計	11人	39.3%	9人	32.1%	20人	71.4%	6人	21.4%	2人	7.2%
	全国	383人	計	131人	34.2%	91人	23.8%	222人	58.0%	119人	31.0%	42人	11.0%
(参考)全高卒者	東京都	103,282人		72,204人	69.9%	15,683人	15.2%	87,887人	85.1%	6,232人	6.0%	9,163人	8.9%
	全国	1,065千人		607千人	57.0%	215千人	20.2%	822人	77.2%	161千人	15.1%	82千人	7.7%

※（児童養護施設・児童自立支援施設・里親）社会的養護現況調査（国）より

※（全中卒者、全高卒者）学校基本調査（国）より

(2) 進学した学校における在籍・卒業状況

児童養護施設等、社会的養護の下で育った方が、退所後に進学した学校等を卒業前に退学した割合は、14.0%となっています。

(単位：%)

続けて在籍している	中途退学した	卒業した
35.2	14.0	50.8

資料：「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」（令和4年1月）

(3) 離職状況

退所後に就いた最初の仕事を「すでに辞めている」と回答した方（126人）の約4割が、1年未満で辞めています。

(単位：%)

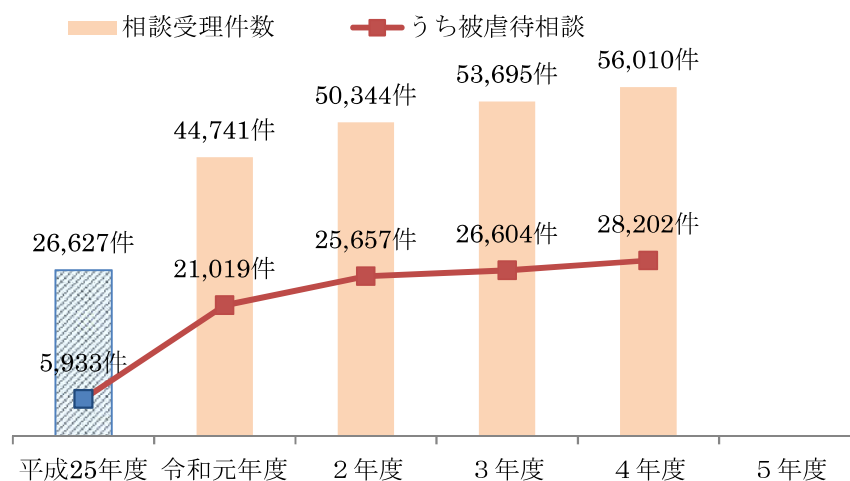
～6か月未満	6か月～1年未満	1～3年未満	3年以上
31.8	11.1	45.2	11.9

資料：「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」（令和4年1月）

5 児童相談所等の運営状況

(1) 児童相談所の相談受理状況

児童相談所が受理した相談件数は、一貫して増加しています。特に、被虐待相談は急増しており、10年前の4倍以上となっています。

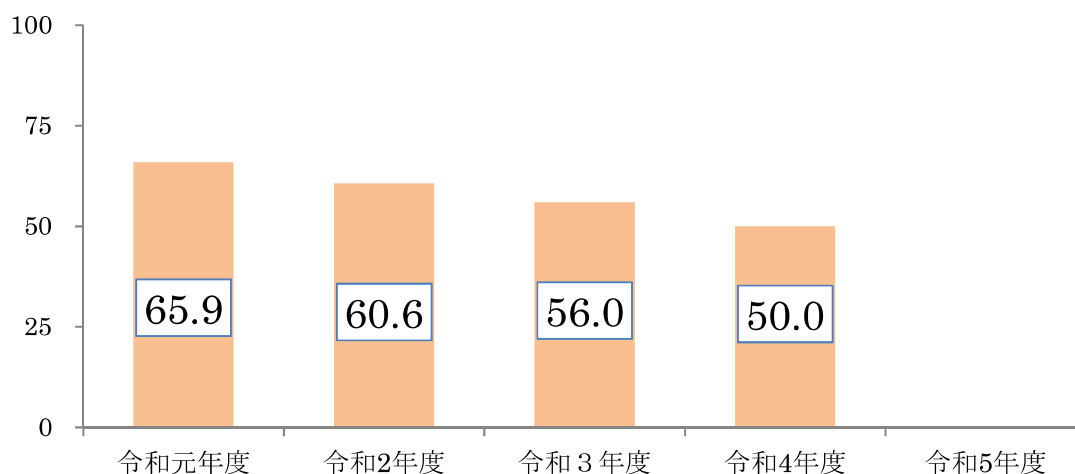


※上記の件数は特別区児童相談所分を含む

資料：福祉局

(2) 児童福祉司一人当たり相談件数

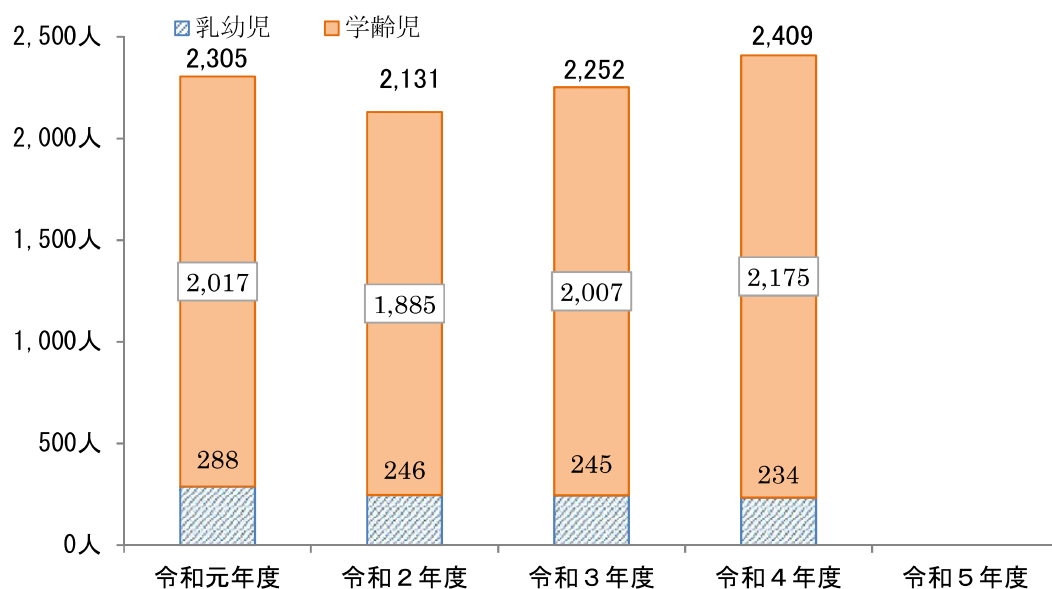
都児童相談所の児童福祉司1人当たりが受理する虐待相談は、年々減少しており、近年は一人50件となっています。



資料：福祉局

(3) 一時保護所新規入所状況

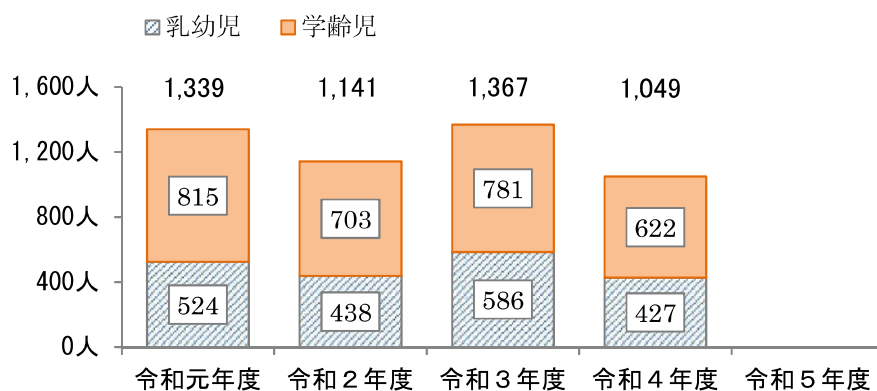
都一時保護所入所件数は増加傾向にあり、特に学齢児の割合が大きくなっています。



資料：福祉局

(4) 一時保護委託での新規保護人数

都一時保護委託件数は年間1,000件を超える水準で推移しています。



資料：福祉局

（５）一時保護所入所率、平均保護日数

緊急での一時保護が必要なケースも多く、都一時保護所における年間平均入所率は 100%超が常態化しています。

また、一人当たりの平均保護日数は、40 日を超える状況です（全国平均 32.7 日：令和 3 年度）。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入 所 定 員 A	237人	237人	250人	250人	250人
1 日 当 たり 平 均 入 所 数 B	269.2人	248.4人	286.1人	312人	人
平 均 入 所 率 B ÷ A	113.6%	104.9%	114.5%	124.8%	%
一人当たり平均保護日数	41.9日	42.6日	44.4日	47.2日	日

資料：福祉局

※統計について

（２）～（５）の統計数値については、特別区児童相談所分区を含まない数値としております。

令和2年度	世田谷区、江戸川区、荒川区（令和2年7月1日）
令和3年度	港区
令和4年度	中野区、板橋区（令和4年7月1日）、豊島区（令和5年2月1日）
令和5年度	葛飾区（令和5年10月1日から）

（１）～（５）の統計数値のうち、令和4年度以前の数値は福祉行政報告例の訂正前の数値で記載をしております。

第3章 東京都における具体的な取組

1 「 当事者である子供の権利擁護の取組の充実 」

（目指す方向性）

- 子供の権利の更なる啓発
- 意見表明等支援員の導入促進
- 子供の権利を守るための仕組みの適切な運用
- 被措置児童等虐待へのより速やかな対応

現状・これまでの取組

（1）子供の意見表明支援

① 子供や周りの大人に対する権利の啓発

- 小学生以上の措置児童には子供の権利ノート、幼児・障害児の措置児童には権利の解説動画や意見表明を補助するカードを、一時保護児童にはリーフレットを活用して、守られるべき権利や困ったときの相談方法を周知
- 子供の権利については、一時保護や措置の際に児童福祉司から、日々の生活の中で里親や職員から説明するほか、児童養護施設の入所児童を対象に、都職員による子供の権利ノート説明訪問を定期的を実施
- 児童相談所職員、里親、施設職員等を対象に、子供の権利擁護の意義やポイント等を解説するハンドブックを作成し配付
- 令和6年度からハンドブックの内容等を踏まえた子供の権利擁護に関する説明会を開催し、権利擁護の重要性、児童福祉審議会への申立てや意見表明等支援事業などの新たな取組、子供に対する権利の伝え方、意見表明支援の方法等を解説
- 一時保護所や施設では、第三者委員や意見箱を活用し、子供の年齢や発達状況に応じた意見聴取を実施
- 第三者委員や意見箱の運用を底上げするため、積極的に活用する施設の取組をまとめた事例集を作成し配付（予定）

②意見表明等支援事業の実施

- 令和6年4月施行の改正児童福祉法に意見表明等支援事業が規定
- 令和5年1月の児童福祉審議会提言「児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み（子供アドボケイト）の在り方について」を踏まえ、措置決定、里子の生活、児童福祉審議会への申立ての場面への意見表明等支援員の導入を検討
- 令和6年9月から一部の一時保護所入所中及び里親委託中の子供を対象に、意見表明等支援員による訪問・面談をモデル的に開始
- モデル事業実施のため、民間団体と連携し、意見表明等支援員を養成するほか、意見表明等支援の経験が豊富な者等によるスーパーバイズの体制を確保
- 子供、職員にアンケートを実施し、意見表明等支援員との面談、意見の伝達、伝達した意見へのフィードバック等について検証し、意見表明等支援員の導入先拡大を検討（予定）

③子供の権利を守るための仕組み

- 子供の権利に関する専門的な相談と権利侵害に具体的に対応するため、子供の権利擁護専門相談事業を平成16年度から実施
- フリーダイヤルで直接子供からの悩みや訴えを受けるほか、一時保護児童は相談用紙で、措置児童は相談はがきでも受付
- 深刻な相談の場合は、弁護士や学識経験者で構成する子供の権利擁護専門員が調査を行い、中立的な第三者の立場から、必要な助言や調整活動を実施
- 措置内容に関する相談については、子供の権利擁護専門員による調整を経てもなお納得できない場合に、子供本人が児童福祉審議会に申し立てることができる制度を令和6年度から開始

（２）被措置児童等虐待への対応

- 都では、これまで施設職員や里親を対象とした研修会等の機会をとらえて、「子供の権利擁護」や「被措置児等虐待の防止」をテーマにした講義を実施
- 施設等における被措置児童等虐待事案については、子供本人からの届出や周りの者からの通告を受け、児童福祉法の規定に基づいて子供の安全確保、事実関係の調査、施設等への指導等を実施

課題と取組の方向性

(1) 子供の意見表明支援

<課題1> 子供の権利に関する更なる啓発

- 子供の権利ノートは、直近の改訂から10年以上が経過しており、この間の児童福祉法の改正内容が未反映
- 一時保護児童に配付しているリーフレットは、子供に権利があることの説明や相談すべき困りごとの例示に留まり、権利の具体的な記載がない
- 子供の権利ノートや幼児向けの解説動画等は、委託家庭や入所施設により活用状況に差があるほか、意見表明の相手方となる児童福祉司、里親、施設職員等ではない第三者から定期的に説明を受けることも重要
- 子供の周りの大人が権利擁護の重要性を理解し実践するとともに、子供に十分な権利の説明ができるよう、里親や職員に対する継続的な啓発を実施が必要

(取組1-1) 子供の権利ノート等の改訂

- 子供の権利ノートを改訂し、意見表明権の保障や児童福祉審議会への申立て制度など児童福祉法の改正を踏まえた内容を追加
- 子供の権利ノートの改訂内容をもとに、一時保護児童に配付するリーフレットの見直しを検討

(取組1-2) 子供に対する子供の権利の啓発の更なる推進

- 子供の権利ノートの説明訪問対象を拡大し、子供が施設職員等の意見表明の相手方ではない第三者から権利の説明を受ける機会を確保することを検討
- 幼児・障害児への権利の説明訪問の実施を検討

(取組1-3) 職員等に対する子供の権利の啓発の更なる推進

- 子供の権利擁護に関する説明会を通じて、参加者が子供との関わりの振り返りや子供の権利ノートや幼児向けの解説動画等を有効に活用できるよう、より実践的な内容に見直し
- より多くの里親、職員が参加できるよう説明会の開催方法を検討

＜課題２＞意見表明等支援員の導入先拡大

- モデル実施の結果を踏まえた導入先の拡大に伴う担い手の確保及び実施方法について検討
- 子供が意見表明をできているか、意見表明を支援するための制度を知っているか、支援に満足しているか等、実施方法や支援内容を継続的に検証するための体制を確保
- 各自治体において、意見表明等支援事業の取組状況にばらつきがあるため、措置先によって子供への支援に差が出ないようにする必要

（取組２－１）意見表明等支援員の導入先の拡大

- モデル実施の結果を踏まえ、効果的な意見表明等支援の実施や導入先拡大に向けた検討

（取組２－２）意見表明等支援体制の検証の実施

- 子供へのアンケート調査を通じて、子供の権利の理解度、意見表明や支援体制の満足度等を把握し、効果的な意見表明等支援の体制を検証

（取組２－３）児童相談所設置区と連携した意見表明等支援の実施

- 児童相談所設置区と成果や課題を共有し、広域で円滑に意見表明等支援を実施できるよう連携

＜課題３＞子供の権利を守るための仕組みの適切な運用

- 児童福祉審議会への子供本人申立て制度について、児童相談所設置区でもそれぞれの仕組みで運用する中、子供に分かりやすく周知する必要

（取組３）子供本人申立て制度についてより分かりやすい周知の実施

- 子供の権利擁護専門相談事業において、引き続き権利侵害事案に対する丁寧な相談、助言、調整活動を実施
- 児童福祉審議会への子供本人申立て制度について、児童相談所設置区の取組状況等も踏まえ、周知内容の見直しを検討

(2) 被措置児童等虐待への対応

<課題4> 被措置児童等虐待へのより速やかな対応

- 権利侵害や被措置児童等虐待の事案を適切に把握し、より速やかに相談・調査を実施する必要

(取組4) 被措置児童等虐待の過去事例の整理・分析を調査等に活用

- 被措置児童等虐待事案に迅速に対応するため、過去事例を整理・分析し、調査、事実認定の効率化に活用

評価指標

取組	指標名	現状 ※10月2日時点	目標値
取組1-3	社会的養護に関わる関係職員(児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員)及び子供自身に対する子供の権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	・被措置児童等の権利擁護に関する説明会(全10回、参加者151名) ・子供の権利ノート説明訪問(6か所、参加者184名)	・被措置児童等の権利擁護に関する説明会(全希望者が参加) ・子供の権利ノート説明訪問(全対象施設等を3年ごとに訪問)
取組2-1 取組2-2	意見表明等支援事業を利用可能な子供の人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子供の割合、第三者への事業委託状況(子供と利益相反のない独立性を担保しているか)	・利用実績は集計中 ・第三者への委託は実施済み	・利用可能な子供の割合(100%) ・引き続き適切な団体へ委託
共通	措置児童等を対象とした子供の権利擁護に関する取組に係る子供本人の認知度(知っているか)・利用度(利用したことがあるか、利用しやすいか)・満足度(利用してどうだったか)	今後調査予定	・希望する全ての子供が利用できるよう周知徹底

取組１－１	措置児童等を対象とした子供の権利に関する理解度	今後調査予定	・子供が権利について知る機会を適切に確保
取組１－１ 取組２－１ 取組２－２	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子供の割合及び意見表明に係る満足度	今後調査予定	・希望する全ての子供が意見表明をできるよう支援
取組３	児童福祉審議会における子供の権利擁護に関する専門部会又はその他の子供の権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対して子供から意見の申立てがあった件数	・児童福祉審議会子供権利擁護部会の設置、子供の権利擁護専門相談事業の実施 ・子供の権利擁護専門相談事業における措置に関する相談件数（１２件）	・引き続き適切に相談、審議体制を運用 ・引き続き子供からの相談に適切に対応
共通	社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子供（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	・児童福祉審議会専門部会等における社会的養護経験者の委員任用及び子供へのアンケート実施	引き続き実施